

集団営農用機械施設整備事業の概要

本事業は農業用機械・施設の共同利用や担い手農家への農地利用集積等を推進し、稲作のコスト低減等を図るため、認定農業者又は営農集団が実施する機械・施設の整備に対して費用の一部を補助する事業です。

1. 対象となる事業実施主体の主な要件は？

- ①水田農家3戸以上の営農集団等または認定農業者
- ②営農集団の場合は認定農業者を1人以上含むこと。
- ③水田の経営面積(水稻実施計画書の本地面積)が合わせて10ha以上
- ④主食用米の生産目安に即した生産を行うこと(生産調整達成)。
- ⑤営農集団の場合は代表者と組織及び運営に関する規約が定められていること。
- ⑥農業機械士が配置されていることまたは配置が見込まれること。
- ⑦成田市農業再生協議会に提出した営農計画書で経営面積の確認ができること。

2. どのような機械・施設が対象となりますか？

(1)栽培管理用機械

(耕起、代かき、育苗、田植え等)トラクター・田植機・農業用ドローン等

(2)収穫調整用機械

(稲刈り、乾燥調整)コンバイン・乾燥機等

(3)共同育苗施設

(育苗生産)育苗器等

(4)穀類共同乾燥調整施設

(ライスセンター)

3. どの程度の補助が受けられますか？

予算の範囲内で、補助対象事業費(税抜)の1/2以内(認定農業者は2/5以内)とし、対象事業費区分は、経営規模10ha以上は事業費 1,000 万円まで、20ha以上は事業費 2,000 万円までです。

4. 農業機械の運転免許について

道路交通法によりトラクターや田植機などの農業機械を運転する場合には、それぞれ該当する区分に応じて運転免許を受けなければならないと定められています。